

D-Life ダンススクール 常設子どもクラス規約 2020 年度

(1) 入会について

- ① 新規入会の方は、指定の『入会申込書』と『預金口座振替依頼書』に必要事項を記入し、初回のレッスン時に提出してください。継続入会の方は、別途定めた方法でお申込みください。
- ② スタジオが定めた定員を超えた場合、指導者がやむを得ないと判断した場合（発表会等の直前など）は、入会をお断りさせて頂くことがあります。
- ③ D-Life ダンススクール子どもクラスへ入会される方は、自動的に NPO 法人 Dance Association Seeds 活動会員に登録されます。
- ④ DAS 合同発表会（NPO 法人 Dance Association Seeds 主催）へは原則全員参加となります。（発表会費と衣装代が別途かかります）
- ⑤ 会員の有効期限は、毎年度末日（3月31日）までとなります。
- ⑥ 申込み内容（住所、電話番号、受講クラス、連絡用メールアドレスなど）に変更がある場合は、指定の『申込み内容変更届』に必要事項を記入し提出してください。 ※用紙は、担当の先生もしくは、ホームページから入手できます

(2) 個人情報の保護について

- ① 会員の皆様の個人情報については、クラス運営以外の目的で使用することはありません。

(3) 肖像権について

- ① D-Life ダンススクールを PR する為に、会員の皆様のレッスンの様子などを撮影・公開する場合がございます。不都合がある方は、予めご連絡ください。

(4) 退会について

指定の『退会届』に必要事項を記入し、**退会するその月の15日まで**に提出してください。（提出がない場合は、月謝を全額徴収することになります）

※用紙は、担当の先生もしくは、ホームページから入手できます

- ① 2ヶ月以上連絡なくレッスンをお休みした場合、自動的に退会とみなします。
- ② 正当な理由なく半年以上月謝を滞納した場合は、退会していただきます。
- ③ 一度退会された方の、年度内での再入会はお断り致します。

(5) 休会について

- ① 会員の都合により、1ヶ月以上に渡ってレッスンをお休みする場合は、**休会する月の前月15日まで**に指定の『休会届』に必要事項を記入し提出してください。休会月については、「月謝の半額」を維持費としていただきます。（提出がない場合は、全額徴収することになります）

※用紙は、担当の先生もしくは、ホームページから入手できます

(6) 月謝について

- ① 月謝は指定の口座より、5・7・9・11・1・3月の各5日に、2ヶ月分まとめて振替いたします。5日が金融機関の休みに当たる場合は、翌営業日となります。
- ② 残高不足により振替できない場合は、7営業日後に再振替致します。再振替できない場合は、翌回の引き落とし時にまとめて振替致します。ただし、4ヶ月分以上未納がある場合には、別途振込にてお支払いをお願いいたします。
- ③ 口座振替依頼の手続きが完了するまでの間は、請求書（奇数月末に発行）に従ってお振込ください。
- ④ 月謝の払い戻しや、日割り計算は原則的に行いません。
- ⑤ 兄弟で入会している場合、3人目からは月謝が半額になります。
- ⑥ 口座振替ができない状況が繰り返し続く場合には、振込でのお支払いをお願いする場合があります。

(7) レッスンについて

- ① 1年間のレッスン回数（イベント出演含む）は、合計で48回程度を予定しています。（過不足分は、クラスの担当の先生が調整を行います）
- ② 8月のレッスンは、特別日程で行われることがあります。（日程は担当の先生にお聞きください。）
- ③ 欠席された場合のレッスン振替（他スタジオ、他の曜日など）は行なっておりませんので、予めご了承ください。

(8) スポーツ保険について

- ① レッスン中及び行き帰りの事故やケガについては、一定の条件下でスポーツ保険を適用することができます。ケガの状況や通院期間についての詳細を担当者にお知らせください。

(9) その他

- ① レッスンへの往来は保護者が責任を持って行うようにしてください。特に小さいお子様は交通事故等が心配ですのでこの点を厳守してください。
- ② 送迎の際は必ず指定の駐車場を利用し、路上駐車・停車を行わないようにしてください。
- ③ 著しく迷惑な行為を行い他人に迷惑をかけた方、また、本規約を遵守できない方は退会していただきます。